

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は、学校として大きな課題であることから、本校の学校経営方針に「命を大切にすること」「人権を守ること」を最上位目標に位置づけ、遵守する。

そこで、児童・生徒たちが意欲をもち、安心して学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和 8 年 4 月

北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題である事から、児童生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や**自己肯定感**の育成を図る取組が十分でなければ互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

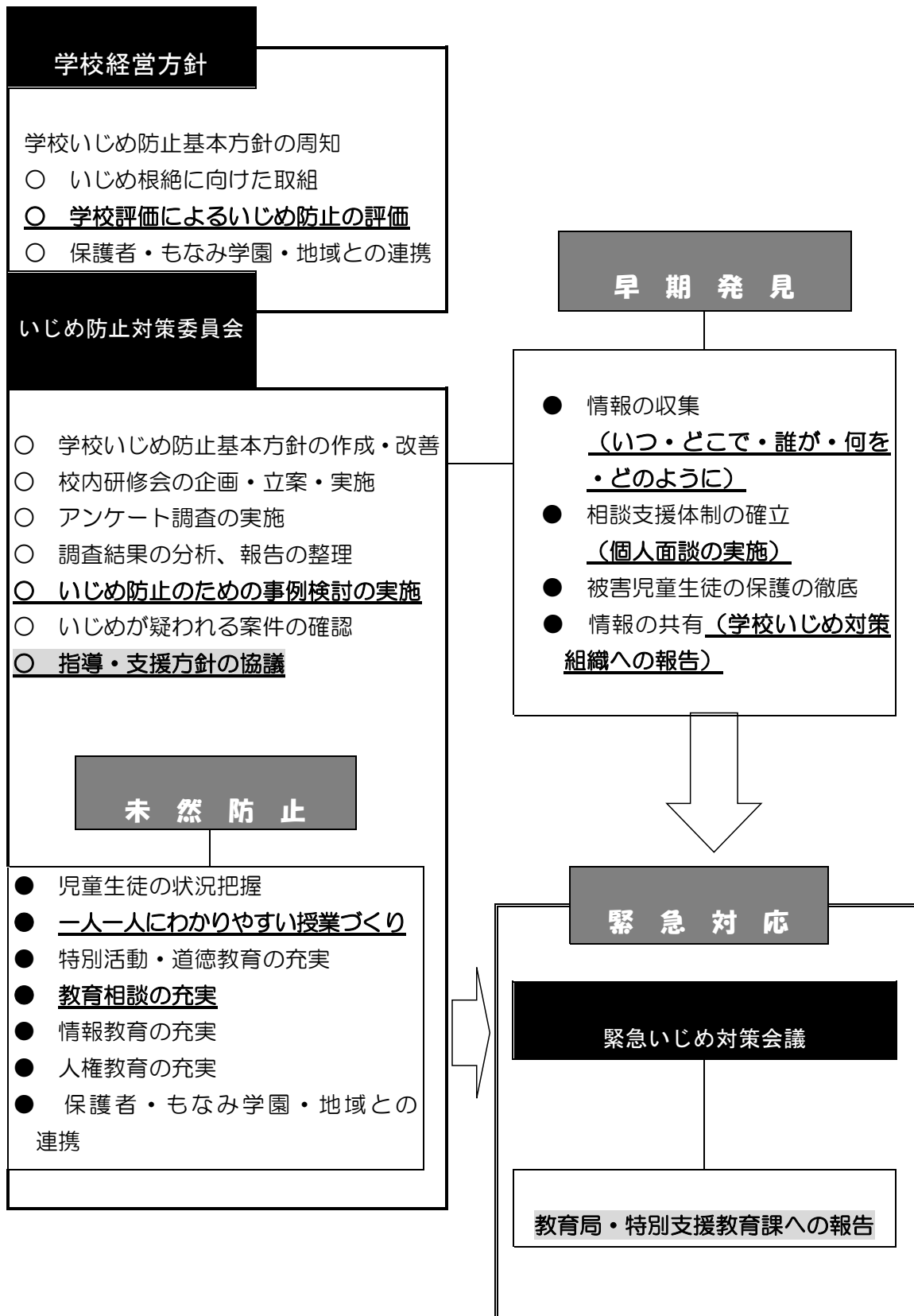
- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること

II いじめ防止の指導体制・組織対応

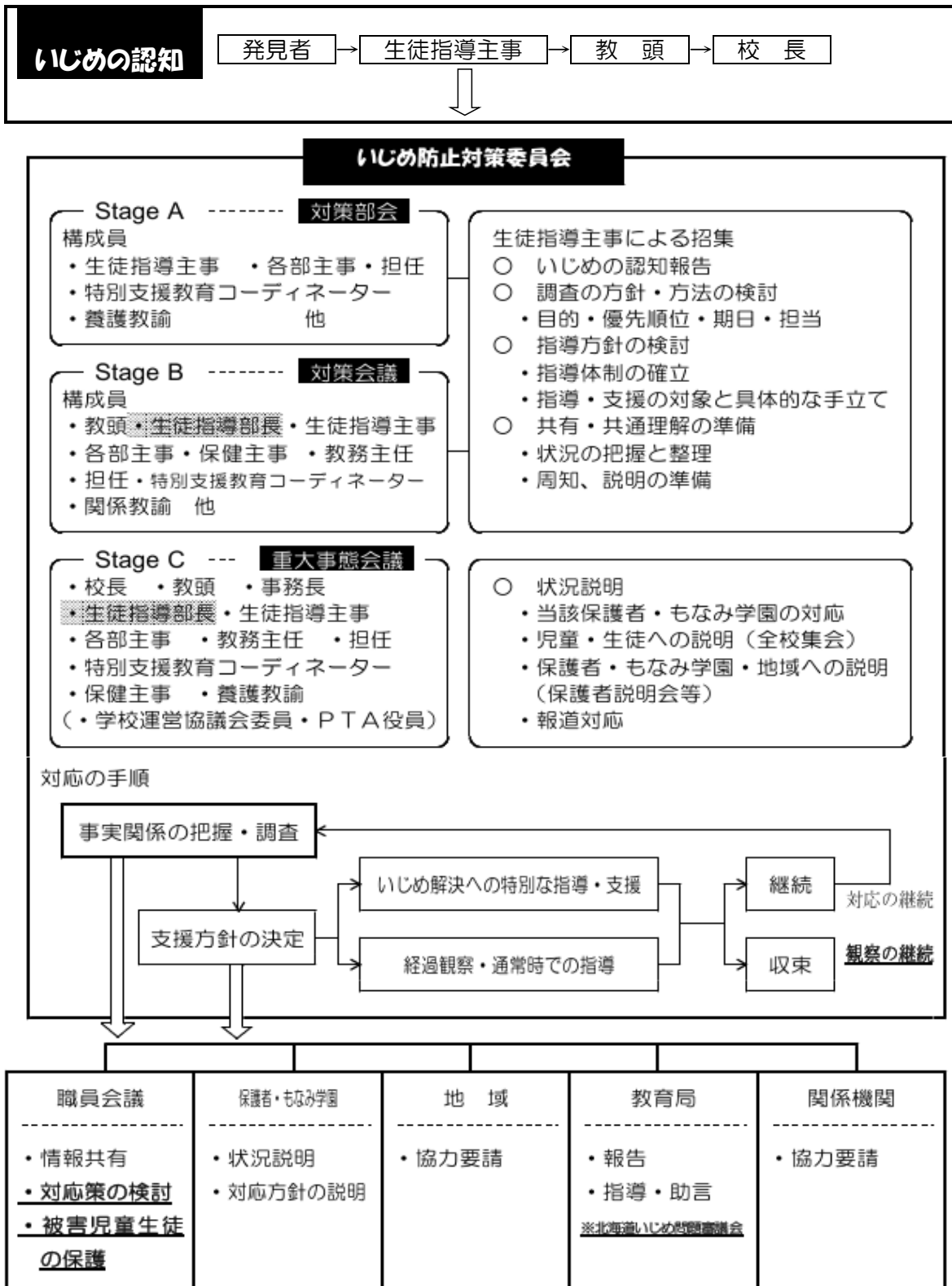
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

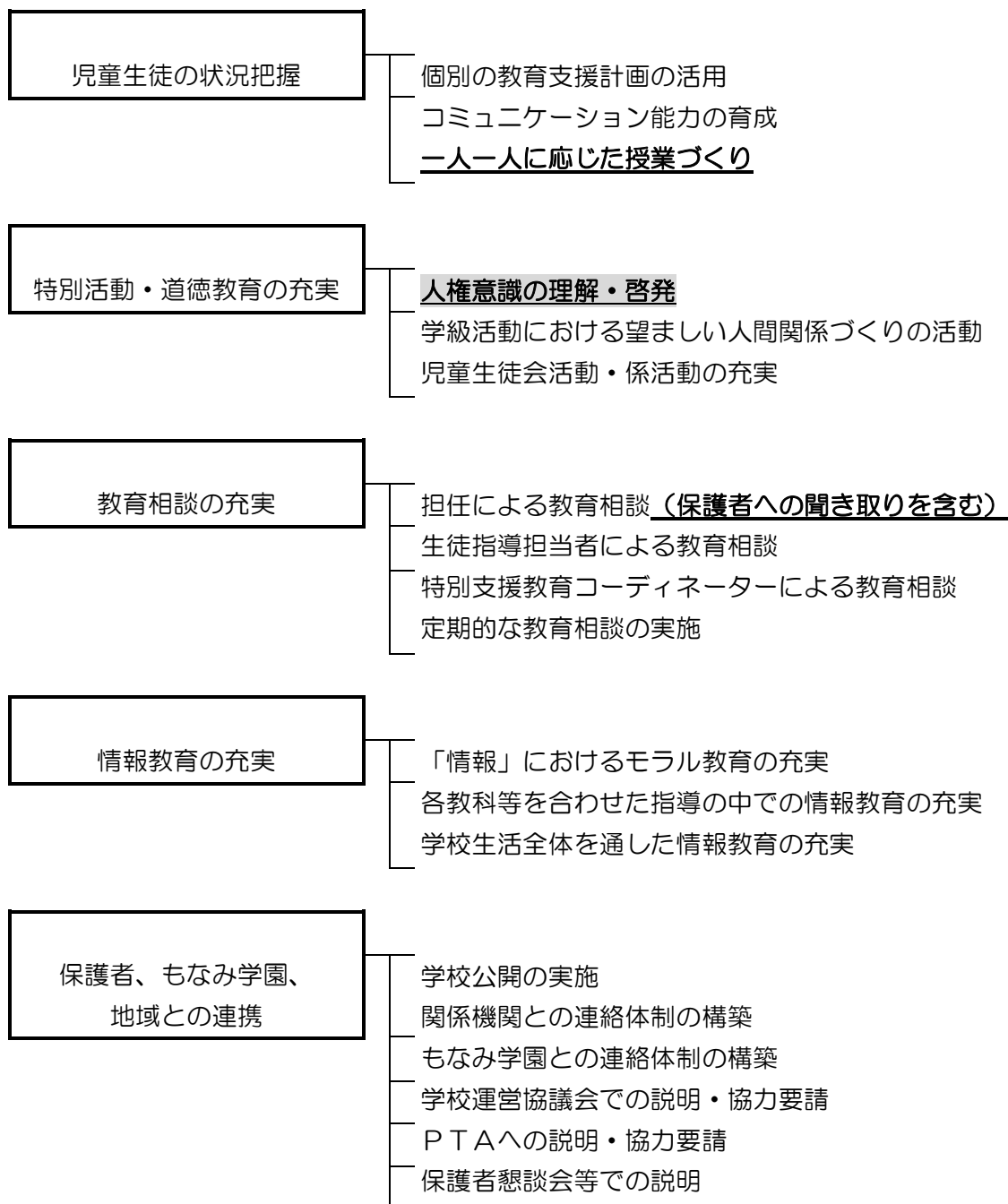
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

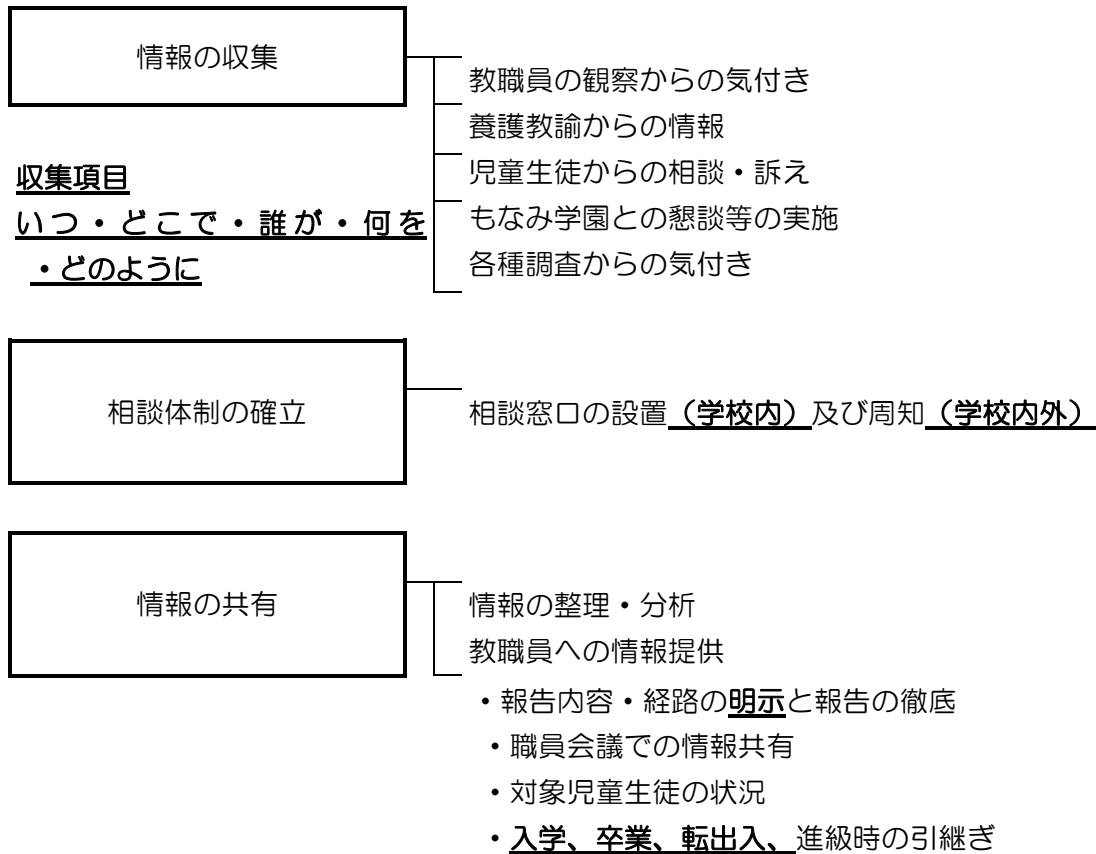
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自分や他者を尊重する人権感覚を身につけるとともに市民社会のルールを守るという姿勢が重要である。また、児童生徒自身が自己肯定感を高め、困ったときや悩みがあるときに人に頼ることができるような「すべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すことが必要である。本校においては、道徳教育の全体計画を策定し、児童生徒の発達の段階や事態に応じた指導を行っている。

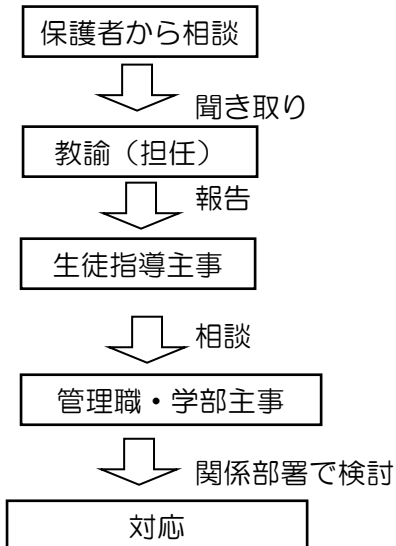


IV いじめの早期発見

いじめの問題を重大事態化させないための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。そのために組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応をしていくことが求められる。



[保護者から相談があったときの対応について]



いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・（ ）
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・（ ）
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 交友関係が変わった。・・（ ）
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・（ ）
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・（ ）
- 体に擦り傷やあざができていることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。・・・・・・・・・（ ）
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがる。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったら、是非ご連絡ください。

北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校 ☎ 011-591-8811
電話受付 午前8時30分～午後5時

V いじめの対応

1 児童生徒の対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。そのためにはケース会議等で丁寧にアセスメントを行い、多角的な視点から組織的に進めることが求められる。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり(観衆)、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団(傍観者)に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者・もなみ学園の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者・もなみ学園の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- **教育局**や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者やもなみ学園への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者・もなみ学園への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者・もなみ学園による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習(探求)の時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

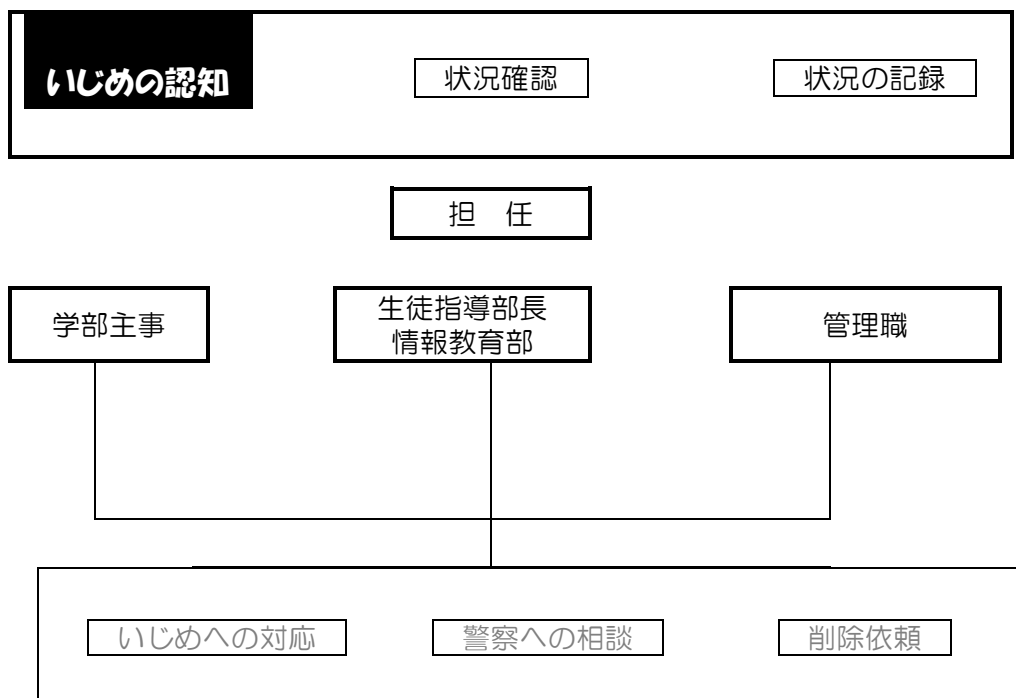
- ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者・もなみ学園からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

※次ページに「重大事態への対応チェックシート」を掲載

いじめ重大事態への対応チェックシート

	No.	対応の段階	チェック項目
平時の備え	1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解を図っている。 <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策が機能している。
重大事態発生時・初期対応	2	重大事態の把握 ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である。 ・「 <u>疑い</u> 」が生じた段階で調査を開始しなければならない。	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する。 <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする。 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする。 <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を（市町村教育委員会を通して）道教委に報告する。
	3	重大事態の発生報告 ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない。 ・ <u>市町村教育委員会は道教委へ報告する</u>	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する。 <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する。 （例）・重大事態と認めた事由 ・学校名・学年・氏名 ・事案の内容・学校の指導経過
	4	調査組織の設置 ・設置者は調査主体・組織を判断する。 ・ <u>公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う。</u>	<input type="checkbox"/> 調査主体を決定（設置者・学校）する。 <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る（保護者の意向を確認）。 <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める。 <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している。

調査・中期対応	5	被害者等への調査方針の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない。 ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う。 ・被害者の心情を害する言動を慎む。 ・寄り添い、信頼関係を構築する。 	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する。 <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性・中立性)について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す。 <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する。 <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法については、被害者等から要望を聴き取り、調整する。 <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する。 <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える。 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒に対しても説明し意見を聴く。 <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める。
	6	調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について関係児童生徒に説明する。 ・可能な限り速やかに実施する。 ・情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする。 ・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う。 	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する。 <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 記録を被害児童生徒等に無断で廃棄しない。 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒等に対して説明を拒むようなことがあってはならない。 <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める。
	7	調査結果の説明・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する。 ・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。 	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱う <input type="checkbox"/> 報告する際、被害児童生徒等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える。 <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する。
	8	個人情報の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する。 	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する。 <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない。
	再発防止・長期待	9	調査結果を踏まえた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の継続的なケアを行う。 ・再発防止策の検討を行う。